

北上市助産施設入所措置規則及び北上市母子生活支援施設入所措置規則の一部を改正する規則

(北上市助産施設入所措置規則の一部改正)

第1条 北上市助産施設入所措置規則（平成3年北上市規則第82号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入所措置) 第2条 助産施設への入所措置を希望する者は、助産施設入所申請書（様式第1号）を<u>市長</u>に提出しなければならない。 2 <u>市長</u>は、前項の申請があったときは、その入所措置に関し必要な審査を行い、入所を決定したときは児童福祉台帳（様式第2号）を作成するとともに、助産施設への入所措置を希望した者（以下「被措置者」という。）及び施設長に助産施設入所決定通知書（様式第3号）を交付しなければならない。 (入所措置解除) 第5条 <u>市長</u>は、被措置者を退所させるときは、被措置者及び施設長に助産施設入所措置解除通知書（様式第5号）を交付しなければならない。 様式第1号（第2条関係） [略] <u>北上市長</u> 様 [略] 様式第3号（第2条関係）	(入所措置) 第2条 助産施設への入所措置を希望する者は、助産施設入所申請書（様式第1号）を<u>福祉事務所長（以下「所長」という。）</u>に提出しなければならない。 2 <u>所長</u>は、前項の申請があったときは、その入所措置に関し必要な審査を行い、入所を決定したときは児童福祉台帳（様式第2号）を作成するとともに、助産施設への入所措置を希望した者（以下「被措置者」という。）及び施設長に助産施設入所決定通知書（様式第3号）を交付しなければならない。 (入所措置解除) 第5条 <u>所長</u>は、被措置者を退所させるときは、被措置者及び施設長に助産施設入所措置解除通知書（様式第5号）を交付しなければならない。 様式第1号（第2条関係） [略] <u>北上市福祉事務所長</u> 様 [略] 様式第3号（第2条関係）

[略] 北上市長 印 [略] 様式第 5 号（第 5 条関係） [略] 北上市長 印 [略]	[略] 北上市福祉事務所長 印 [略] 様式第 5 号（第 5 条関係） [略] 北上市福祉事務所長 印 [略]
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上市母子生活支援施設入所措置規則の一部改正）

第 2 条 北上市母子生活支援施設入所措置規則（平成 4 年北上市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（入所措置） 第 2 条 母子生活支援施設へ入所しようとする者は、母子生活支援施設入所申請書（様式第 1 号）を<u>市長</u>に提出しなければならない。 2 <u>市長</u>は、前項の申請があったときは、その入所措置に関し必要な審査を行い、入所を決定したときは、入所しようとする者に母子生活支援施設入所決定通知書（様式第 2 号）により通知しなければならない。 （入所措置解除） 第 4 条 <u>市長</u>は、被措置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の措置を解除することができる。	（入所措置） 第 2 条 母子生活支援施設へ入所しようとする者は、母子生活支援施設入所申請書（様式第 1 号）を<u>福祉事務所長（以下「所長」という。）</u>に提出しなければならない。 2 <u>所長</u>は、前項の申請があったときは、その入所措置に関し必要な審査を行い、入所を決定したときは、入所しようとする者に母子生活支援施設入所決定通知書（様式第 2 号）により通知しなければならない。 （入所措置解除） 第 4 条 <u>所長</u>は、被措置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の措置を解除することができる。

(1)・(2) [略]

2 被措置者は、母子生活支援施設を退所するときは、退所予定の10日前までに母子生活支援施設退所届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

3 市長は、入所の措置を解除しようとするときは、被措置者に母子生活支援施設入所措置解除通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

[略]

北上市長 様

[略]

様式第2号（第2条関係）

[略]

北上市長 印

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

北上市長 様

[略]

様式第4号（第4条関係）

[略]

北上市長 印

[略]

(1)・(2) [略]

2 被措置者は、母子生活支援施設を退所するときは、退所予定の10日前までに母子生活支援施設退所届出書（様式第3号）により所長に届け出なければならない。

3 所長は、入所の措置を解除しようとするときは、被措置者に母子生活支援施設入所措置解除通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

[略]

北上市福祉事務所長 様

[略]

様式第2号（第2条関係）

[略]

北上市福祉事務所長 印

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

北上市福祉事務所長 様

[略]

様式第4号（第4条関係）

[略]

北上市福祉事務所長 印

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。